

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人かたの福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かたの福祉会(以下「法人」という。)の役員等の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員業務を行うために週5日以上かつ週38時間以上勤務する者をいう。また、常勤理事のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 委員とは、
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。なお、理事と評議員を兼ねている理事が同日に開かれた理事会、評議員会に出席した場合は1日とみなす。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費(定額)の額を超える場合には、その実費とする。

(理事、評議員及び委員等の報酬)

第4条 役付理事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業(以下「事業」という。)の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費(定額)を支払う。

- 2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費(定額)を支払う。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の要請又は依頼を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費(定額)を支払う。
- 4 委員等が理事長の要請又は依頼を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費(定額)を支払う。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費(定額)の額を超える場合には、その実費とする。
- 6 常勤理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別に定める。

(監事の報酬)

- 第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費(定額)を支払う。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費(定額)の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費を支給する。

(適用除外)

- 第7条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改定)

- 第8条 この規程を改定する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

- 附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程の別表について当面の間、別表1を別表4、別表2を別表5、別表3を別表6とする。

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費 (定額)
理事会 (日額)	5, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円
評議会 (日額)	5, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費 (定額)
役付理事 (日額)	5, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円
理事及び評議員 (日額)	5, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円
監事指導・監査 (日額)	7, 3 0 0 円	1, 0 0 0 円
委員等 (日額)	5, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円

別表 3 (第 6 条関係)

名 称	日 当	実費弁償費
日当 (府外) 及び旅費	3, 0 0 0 円	理事長相当

別表 4 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費 (定額)
理事会 (日額)	無償	1, 0 0 0 円
評議会 (日額)	無償	1, 0 0 0 円

別表 5 (第 4 条及び第 5 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費 (定額)
役付理事 (日額)	5, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円
理事及び評議員 (日額)	5, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円
監事指導・監査 (日額)	7, 3 0 0 円	1, 0 0 0 円
委員等 (日額)	5, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円

別表 6 (第 6 条関係)

名 称	日 当	実費弁償費
日当 (府外) 及び旅費	3, 0 0 0 円	理事長相当